

調査の結果として得られた姿は、大して楽観的なものといえない。しかし、土地を国や協同組合に移した農民達に対して、ポーランド政府が新しい制度を採用した1968年以後、多くの変化が現われた。その制度はある改善を求めているかも知れない。

最後に、年金が年金受給者のニードをどの程度カバーしているかを示すことは興味のあることである。年金受給者の財政的なニードがかれらの年金により57.2%という程度しかカバーされていないことを、その調査は明らかにした。

結論として、筆者は次のようなことを示し、本稿を終えている。つまり、国の経済的諸条件が許す場合には、生計費を稼ぐ能力を失なった者は、かれの経済的なニードを完全に保証するに十分な社会保障給付に対する受給資格を与えられるべきである。その場合においてのみ、高齢者が従事した労働生活という観点から資格を与えられるので、高齢者はかれらの基本的な社会的ニードを保証され

ま、た、地域社会の他の構成員と平等になるであろう。

Rola rent; emerytur w zabezpieczeniu materialnym ludzi strarych, *Praca ; zabezpieczenie społeczne*, No. 4, 1970, pp. 34—

44; No. 52, '71.

(以上5編の「ISSA海外論文要約より」は、ISSAのAdvisory Committee—1967年10月—による了解にもとづき、Social Security Abstractsより採用した)

(平石長久 社会保障研究所)

#### 社会保障こぼれ話

#### 疾病時の現金給付改正

(デンマーク)

デンマークでは、従来、疾病時の現金給付はやや制約されたグループに、発病6日後から支給されていた。しかし、社会福祉制度の全般的な改正の一環として、疾病給付が改正された。

その改正により、疾病給付は自営業者を含む全稼得従事者(所定の条件により主婦も含める)に適用が拡大され、給付は発病した日から支給されることになった。労働者の例では、給付は発病前4週間に当人が取得した平均賃金(週)の90%で、4月1日現在による全国平均賃金(工業労働者)の90%を上限とし、受給期間は制限されない。給付は当初5週間に使用者が支払い、これは費用の

約2分の1に当ると予想されている。5週間以後、地方公共団体が給付を支払い、その費用の75%を政府が償還するが、政府の基金は一般的な租税の税率を1%引上げて調達することになっている。

(U. S. Dept. of Labor, *Monthly Labor Review* Vol. 96 No. 7 July 1973, pp. 49—500.)

(平石長久 社会保障研究所)